

ご契約者さま

大同生命保険株式会社

## 「新型コロナウイルス感染症」による保険料払込猶予期間の延長（特別取扱）

このたびの「新型コロナウイルス感染症」により、影響を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

お申出いただきましたご契約は、保険料のお払込を猶予する期間を延長します。

今後のお取扱いにつきまして、以下のとおりご連絡します。

### 記

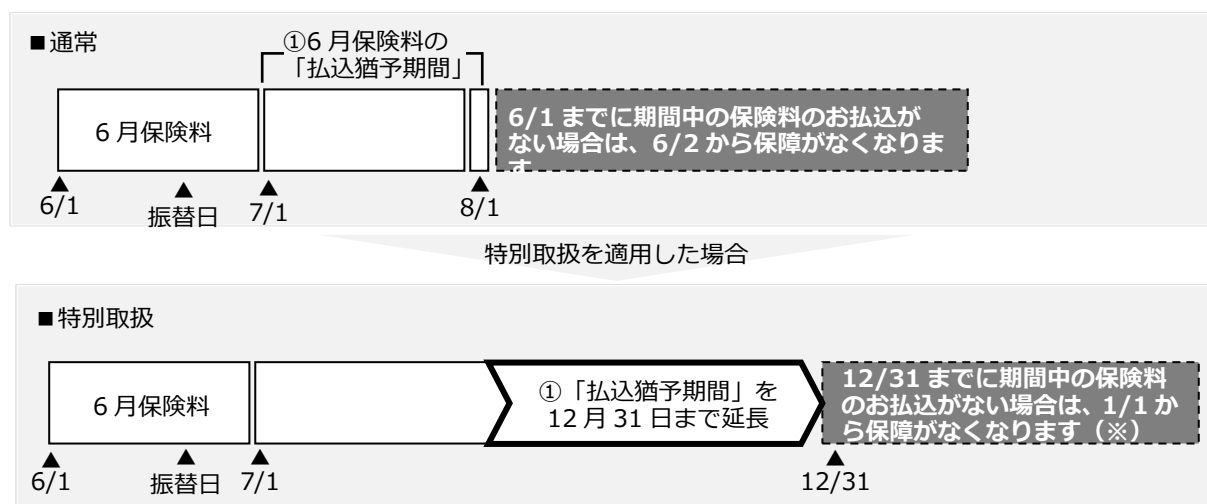
#### 1. 払込猶予期間の延長

- ・保険料お払込の期限を **2020年12月31日まで**とします。
- ・月初5日頃までにお申出を受付した場合は、その月の保険料から口座振替を停止します。お申出時期によっては、その月の口座振替が停止できない場合がありますが、振替された保険料は、保険料振替口座にお払い戻しします。

※2020年6月時点の取扱です。今後、取扱内容に変更がある場合は当社ホームページ等でお知らせします。

#### 【ご説明】 保険料の払込猶予期間

保険料は所定の期日に口座振替いたしますが、口座振替ができずお払込がなかった場合のために「払込猶予期間」（下表①の期間）があります。今回の特別取扱は、この払込猶予期間を延長する取扱です。



※12/31までに猶予期間中の保険料のお払込みが困難なお客さまには、猶予した保険料の払込期間を延長します。詳細は、「3. 今後のお取扱い」を参照ください。

#### 2. 払込猶予期間中に支払事由が発生した場合

- ・払込猶予期間中に支払事由が発生した場合は、給付金・保険金から払込猶予期間中の保険料を差し引いてお支払いします。
- ・A I G 損保の損害保険をセットしている場合、損害保険契約については、保険金を受領する前に、払込猶予中の保険料をA I G 損保へ一時にお振込みいただく必要があります。

### 3. 今後のお取扱い

- ・払込猶予期間経過後にご契約を継続いただく場合、2020年12月31日までに期間中の保険料全額のお払込が必要となります。
- ・ただし、期日までのお払込が難しいお客さまには、2021年1月から保険料のお払込を再開いただくことを条件に、猶予期間中の保険料の払込期限を2021年10月31日まで延長します。
- ・後日、当社よりお払込のご要望をお伺いさせていただきます。
- ・月払契約は、「月単位の分割払込」または「一括払込」を選択いただけます。  
年払（半年払）契約は、上記期日までのいずれかの月での口座振替となります。

<月払契約の保険料のお払込例>

	お払込例	ご説明
分割	<p>○5月分以降の保険料を9月から2ヵ月分ずつ払込再開する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月指定いただいた回数分の保険料を口座振替します。</li> <li>・指定月、回数を見直す場合は担当者までご連絡ください。</li> </ul>
一括	<p>○5月分以降の保険料を8月に一括払込する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指定の払込月に一括で保険料を口座振替します。</li> <li>・指定月、回数を見直す場合は担当者までご連絡ください。</li> </ul>

以上

### お問い合わせ先

#### 大同生命コールセンター

《新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客さま専用番号》

**0120-901-367 (通話料無料)**

《ご契約のご照会・お手続きの番号》

**0120-789-501 (通話料無料)**

**受付時間：9時～18時（土・日・祝日・年末年始を除く）**

※プライバシー保護のため、お問い合わせは契約者ご本人、ご家族登録制度のご登録者よりお願いいたします。

※お問い合わせの内容によっては、支社より対応させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

#### 大同生命ホームページ

《新型コロナウイルス感染症に関する当社対応について》

<https://www.daido-life.co.jp/company/info/coronavirus.html>

